

令和5年3月8日

和光市長 柴 崎 光 子 様

和光市特別職報酬等審議会会長 木 田 亮

特別職の報酬等について（答申）

令和5年1月12日、本審議会に対して諮問がありました、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、並びに、同日、依頼のありました特別職の期末手当の改定に関する意見について、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

和光市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和5年1月12日、市長から、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料の額について諮問を受けました。今回の諮問では、諮問理由の中で、当市の議員報酬の額及び市長等の給料の額が、県内他市と比較して低額であることに加え、前回の審議会開催から5年が経過していることから、現在の市政の状況、社会情勢及び近隣自治体の状況等を踏まえ、報酬・給料の額について改めて検討する必要があるとの意向が示されました。また、議員報酬の額の見直しについて、和光市議会議長から当審議会の開催をし、議員報酬及び期末手当の見直しについて依頼があったことが市長から示されました。

条例上、期末手当については審議会の所掌事項とはなっていませんが、諮問事項と密接に関係することから、市議会議員及び市長等の期末手当の支給率を改定することについても、併せて、市長から意見を求められました。

審議会は、これらの諮問等を受けて、市議会議員及び市長等の職務・職責、他の地方公共団体との比較、市の財政状況や社会経済情勢等を総合的に検討し、慎重かつ公平に審議を行いました。

2 審議にあたっての視点

(1) 県内他市との比較

当市の市議会議員の報酬額及び市長等の給料額は、各役職とも、県内他市と比較してかなり低額であり、特に期末手当を含めた年収額では、県内全市中、下から2番目あるいは低水準となっています。

比較対象としては、様々な選択肢がありますが、県内他市、近隣の朝霞市・志木市・新座市との比較や、人口や産業構造が似通っている県内類似団体との比較についても、考慮する必要があります。

(2) 特別職の職務・職責及び勤務形態

市議会議員の報酬や市長等の給料は、その職務や職責に応じたものでなければならぬことは言うまでもありません。市議会議員と市長は、公選職であり、より多様な人材の中から選出できるような環境づくりを推進していくことが必要です。

また、市議会議員は非常勤であり、常勤の市長等とは勤務形態が異なっており、その職務に対する反対給付である報酬と給料の性質の違いも考慮する必要があります。

(3) 市の財政状況

当市は、平成28年度から、単年度の財政力指数が1を超え、地方交付税の不交付団体になりました。県内の不交付団体は、当市を含めて4団体しかなく、自主財源の豊かさという点では、他自治体に比べて恵まれた状況にあります。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和3年度が89.2%で、県内市平均の89.5%とほぼ同等の数値となっており、一般的に望ましいとされる75%には達していません。

また、今後の少子高齢化の一層の進展による社会保障関連経費の増大や、公共施設の老朽化対応、新たなインフラの整備等に要する経費を考慮すると、市財政は依然として厳しいものがあります。

(4) 社会経済情勢・市民感情

内閣府の令和5年1月の月例経済報告では、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」とされており、一部の企業では賃上げに関する報道等も見られますが、生活者レベルでは、あまりそのような実感はなく、特別職の報酬等の審議に際しては、市民感情にも十分配慮する必要があります。

3 結論

(1) 報酬・給料月額、期末手当支給率

上記事項等について総合的に審議した結果、審議会として、次のとおり改定を行うことが適当であるとの結論に至りました。

報酬・給料

役職	報酬月額又は給料月額		引上額
	改定前	改定後	
議長	427,000 円	437,000 円	10,000 円
副議長	382,000 円	392,000 円	10,000 円
常任・議会運営委員長	367,000 円	377,000 円	10,000 円
議員	357,000 円	367,000 円	10,000 円
市長	847,000 円	852,000 円	5,000 円
副市長	725,000 円	730,000 円	5,000 円
教育長	693,000 円	698,000 円	5,000 円

期末手当支給率

役職	期末手当年間支給率(月数)		引上率(月数)
	改定前	改定後	
議長			
副議長	3.3 月	3.3 月	0 月
常任・議会運営委員長			
議員			
市長			
副市長	4.15 月	4.4 月	0.25 月
教育長			

(2) 改定理由

当市の特別職の報酬等は、これまで、県内他市と比較してかなり低い額で推移しております。こうした状況下において、地方分権が一層進展し、地方の自主性への期待が高まる中で、市政運営を行っていくためには、その重責を担う特別職に対して相応の待遇を確保し、より多様な人材の中から選出できるような環境づくりを推進していく配慮が必要です。

市の諮問にあった現在の市政の状況、社会情勢及び近隣自治体の状況等を踏まえ

ると、増額改定が適当であるとの結論となりました。増額に当たっては、当市のこれまでの報酬額等の推移を考慮するとともに、市民感情等に配慮し、今回の結論に至りました。

(3) 改定の考え方

特別職の報酬等の検討に当たっては、報酬、給料、期末手当をそれぞれ別個に考えるのではなく、これらの合計である年収額をベースとし、議論を進めました。

当市の特別職の年収額は、どの役職においても、県内全市中、下から2番目あるいは低水準となっているため、まず、増額改定を行っていくことを基本とし、産業構造、人口規模が類似している団体間での比較や、朝霞市、志木市、新座市との比較を行いました。それぞれの比較において当市は市長等、市議会議員ともに年収ベースでは平均値より低いことから、増額を検討する上で、県内全域ではなく、特に当市と様々な点で関係の深い朝霞市、志木市、新座市との比較を基本とし、自治体規模、過去の改定状況、財政状況等を勘案して改定を行うこととしました。

当市の市長等、市議会議員の年収額はともに4市の比較でも最下位ではあるが、平均額に引上げるには差がありすぎ、また、自治体の規模や市民感情及び過去の増額等の経緯も踏まえると、市長等の給料月額については5,000円の引上げ、議員報酬の額については10,000円の引上げが妥当であるとの結論になりました。

期末手当については、市議会議員は報酬として支給を受ける非常勤の職であることから、生活給的な意味合いの強い期末手当の支給率の増額改定については慎重な意見が多く、現在の支給率を据え置くことが適当であるとの結論になりました。また、常勤である市長等の期末手当は、現在の一般職の期末・勤勉手当の支給率と同率に設定することが妥当であるとの結論になりました。年収ベースでの増加率としては、市長等が約2.5%、市議会議員が約2.8%となっています。

4 その他の意見

なお、今回、諮問とは別に意見を求められている、市議会議員及び市長等の期末手当の改定については、条例上、審議会の所掌事項になっていませんが、報酬と一体のものとして捉え、市民のチェックが働くよう、改定に際しては、引き続き、審議会に諮るよう求めるとともに、さらには、期末手当を特別職報酬等審議会の所掌事項として条例で定めることについて検討されるよう要望します。

以上

＜和光市特別職報酬等審議会委員＞

役職	氏名	所属団体等
会長	木田 亮	和光市自治会連合会会長
会長職務代理	田中 義久	元行政職員
委員	天野 正敏	あさか野農業協同組合理事
委員	斎藤 和康	和光市商工会会長
委員	杉尾 裕嗣	公募委員
委員	光實 圭一	税理士
委員	箕輪 純子	和光青色申告会副会長
委員	安多 信喜	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会

敬称略・委員は 50 音順